

目標・目的

- 文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。
※ 国の事業として直接実施

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。
※ 補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大12月延長して支給）
- ◆ 令和8年度予算案
 - 令和8年度からの高等学校等就学支援金の拡充に合わせて、海外の日本人高校生への支援についても、所得制限を廃止し、支給上限額を45万7,200円に引き上げる。
 - 高等学校等就学支援金制度との均衡を考慮し、日本国籍を有する者に加え、特別永住者及び永住者についても支給対象とする。

対象校

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、立教英國学院（英國）、
帝京ロンドン学園（英國）、スイス公文学園（スイス）、慶應義塾ニューヨーク学院（米国）

実施主体

国

負担割合

国 10/10